

日韓比較民事訴訟法研究会

- . はじめに 出口 雅久
- . 2002年の韓国の民事訴訟法の改正と今後の課題 李 鎬元
- . 李 鎬元
韓国における外国仲裁判断の承認および執行 吉垣 実(訳)
韓国大法院の判例を中心に
- . 審理不続行制度についてのコメント 吉垣 実

. はじめに

2009年9月11日に本学衣笠キャンパス・法学部存心館において日韓比較民事訴訟法研究会・「2002年の韓国民事訴訟法の改正と今後の課題」と題する日韓ミニシンポジウムを開催した。今回は、その基調報告者として、韓国から李鎬元先生を本学客員教授として招聘し、併せて大変お忙しい中、韓国の民事訴訟法の現状に関する夏期集中講義も担当していただいた。本学学生、院生および教員一同、心より李鎬元先生に感謝申し上げる次第である。

李鎬元先生は、1953年のお生れで、1975年にソウル大学校法科大学を卒業後、同年司法試験に合格し、司法研修院を経て陸軍法務官となった。その後、1980年にソウル大学校・大学院修了し、同年ソウル地方法院判事に着任、その間、1985年にはジョージタウン大学ローセンターでLL.Mを取得し、1995年には東京大学法学部に客員研究員として留学し、民事訴訟法を研究されている。その後地方法院・高法院の部長判事を歴任し、2006年にはソウル家庭法院長に就任され、2008年からは裁判官を退官し、弁護士登録をされ、韓国でも有数の弁護士事務所である法務法人「地平志誠」の代表弁護士を務められている。韓国民事訴訟法学会においては、学

者側と実務家側で交互に会長職を選出することが慣例となっており、2009年より李鎬元先生が韓国民事訴訟法学会会長職に就任されている。

李鎬元先生と最初にお会いしたのは、1996年に大阪経済法科大学において日韓民事訴訟法研究会が開催された時に遡る。当時、故金洪奎先生（元韓国民事訴訟法学会会長）以下の韓国民事訴訟法学会訪問団が本学法学部を訪問され、生田勝義法学部長以下執行部が歓迎会を開催した。その際、中堅の裁判官として韓国民事訴訟法学会の運営を積極的に展開されていたのが、李鎬元先生であった。

実は、その時の学術交流のご縁で、1998年9月には、韓国・漢陽大学法学部客員教授としてご活躍されていた金洪奎先生（元韓国民事訴訟法学会会長）が本学客員教授として来日され、日本語で夏期集中講義「韓国司法制度入門」を担当していただき、2001年には信山社から金洪奎先生著「韓国司法制度入門」が出版されている。金洪奎先生とは、その後、ゼミ旅行で日韓の学生交流にもご尽力いただき、公私ともにたいへんお世話になったが、残念ながら2005年9月7日にご逝去された。この場をお借りして先生のご冥福をお祈りするとともに、我々若い世代で先生の構築されて来られた日韓民事訴訟法学の学術交流事業に幾ばくかでも貢献できるようにお誓いすることをお許しいただきたい。

さて、今回のメインイベントとして、李鎬元先生には9月7日から11日までは法学部において夏期集中講義「韓国民事司法入門」を担当していただいた（本稿「2002年の韓国の民事訴訟法の改正と今後の課題」）。本講義では、韓国法制概観及び憲法改正略史、憲法裁判所、韓国の法院制度、韓日民事訴訟法の対比、少額事件審判手続、調停手続、韓国の捜査手続、韓国の刑事裁判手続、韓国の集団訴訟及び倒産手続、韓国の仲裁法などを丁寧に判例等を取り上げつつ、裁判官としても経験を生かしながら木目細かな講義を行っていただき、学生諸君とのディスカッションでも極めて有意義な質疑応答が展開された。

また、9月11日の午後の講義は学外の研究者・院生にもオープンにして、

「2002年の韓国民事訴訟法の改正と今後の課題」と題する日韓にミニシンポジウムを開催した。まず李鎬元先生に日本語で基調講演をお願いし、その後、李鎬元会長の直々のご指名により、早稲田大学に留学した経験のある、韓国中央大学法科大学院 Prof. Chon Byung Seo と、やはり東京大学に留学した経験のあるソウル中央地方裁判所 Kim Hyung-Du 判事にコメントーターとして参画していただいた。他方、日本側は、中央大学法科大学院・高橋宏志教授(日本民事訴訟法学会理事長)、龍谷大学法学部・松本博之教授(前日本民事訴訟法学会理事長)、関西大学法科大学院・越山和広教授(日本民事訴訟法学会理事)、京都産業大学法科大学院・草鹿晋一准教授、大阪経済大学経営学部・吉垣実准教授など日本民事訴訟法学会からも多くの会員が参加され、それぞれ質疑応答が活発に展開され、きわめて有意義な研究会となった。とりわけ、昨年まで一年間漢陽大学に留学し、韓国民事訴訟法およびハングルに精通している吉垣実准教授には夏期集中講義およびシンポジウムの準備段階から大変お世話になった。今回のミニシンポジウムの特色は、何といたっても知日派として知られている、韓国民事訴訟法学会を代表する李鎬元弁護士、Kim Hyung-Du 裁判官、Chon Byung Seo 教授ら三名が来日し、日本語で質疑応答を行っていただいた点である。韓国の先生方の日本法の理解および日本語能力の高さに敬意を表する次第である。

なお、本稿の には、本講義の中で取り扱っていただいた仲裁に関する項目を京都滞在中にハングル語で論文として執筆していただき、吉垣実准教授の翻訳で「韓国における外国仲裁判断の承認および執行 韓国大法院の判例を中心に 」として掲載している。さらに、韓国法に造詣の深い吉垣実准教授には、本研究会のために、本稿 として「審理不続行制度についてのコメント」を寄稿していただいた。記して心より感謝を申し上げます。次第である。

最後になりましたが、今回の李鎬元先生ご夫妻の京都滞在中のお世話をはじめ、夏期集中講義やシンポジウムの準備をお手伝いいただいた本学法

日韓比較民事訴訟法研究会
はじめに(出口)

学研究科博士課程後期課程在籍の韓国からの留学生キムサンウンさん・法学部事務室・法学部共同研究員のスタッフに心よりお礼を申し上げたい。なお、本研究は、2009年度・財団法人民事紛争処理研究基金・研究テーマ「日韓比較民事訴訟法研究」および、科学研究費基盤研究(B)課題番号：22402013(研究代表者：出口雅久)の研究成果の一部である。

(出口 雅久)